

前年度平均利用者数の算定（考え方）について（※就労定着支援、自立生活援助を除く）

◇算定方法

基準人員に係る必要数の計算又は加算・減算等の要件を判定する際は「前年度平均利用者数」を用います。

計算方法は次のとおりです。

<p>前年度平均利用者数＝全利用者の延利用日数÷開所日数</p> <p>※算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする</p>

◇算定基準（新規開設、定員の増減時）

①新規開設等

新規に指定を受けた事業所は、前年度の平均利用者数の実績が出るまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数とします。（小数点第 2 位以下切り上げ）

期 間	平均利用者数の算定式
指定から 6 ヶ月未満	利用定員×90%
指定から 6 ヶ月以上 1 年未満	各月の直近の 6 ヶ月間における平均利用者数
指定から 1 年以上経過後 ※前年度(前年 4/1～3/31)の実績がない間	各月の直近の 12 ヶ月間における平均利用者数
前年 4 月 1 日から 3 月 31 日の実績がある場合	前年度の平均利用者数

（例）令和元年 11 月 1 日指定の事業所（利用定員 20 人）の場合

期 間	平均利用者数の算定式
指定から 6 ヶ月未満 (令和元年 11 月～令和 2 年 4 月)	利用定員 20 人×90% = 18.0 人
6 ヶ月以上 1 年未満 (令和 2 年 5 月～令和 2 年 10 月)	令和元年 11 月～令和 2 年 4 月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数) ※以降、毎月、直近 6 ヶ月間の平均利用者数を計算
1 年以上経過後 (令和 2 年 11 月～令和 3 年 3 月)	令和元年 11 月～令和 2 年 10 月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数) ※以降、毎月、直近 1 年間の平均利用者数を計算
前年度実績がある年度 1 年間 (令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月)	前年度(令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月)の平均利用者数 ※以降は、定員の増減がない限り同様に計算

②利用定員を増加する場合

定員増から前年度利用実績ができるまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数とします。(小数点第2位以下切り上げ)

期 間	平均利用者数の算定式
定員増から6ヶ月未満	前年度の平均利用者数+定員増加分の90% ※上記①の期間に定員増を行う場合、上記算定式+定員増加分の90%
定員増から6ヶ月以上1年未満	各月の直近の6ヶ月間における平均利用者数
定員増から1年以上経過後 ※前年度(前年4/1～3/31)の実績がない間	各月の直近の12ヶ月間における平均利用者数
前年4月1日から3月31日の実績がある場合	前年度の平均利用者数

(例) 平成29年6月1日指定の事業所(利用定員20人)が、令和元年10月1日に利用定員を10人増加した場合(平成30年度の平均利用者数を18.0人とした場合)

期 間	平均利用者数の算定式
定員増から6ヶ月未満 (令和元年10月～令和2年3月)	平均利用者数18.0人+(10×90%)=27.0人
6ヶ月以上1年未満 (令和2年4月～令和2年9月)	令和元年10月～令和2年3月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数) ※以降、毎月、直近6ヶ月間の平均利用者数を計算
1年以上経過後 (令和2年10月～令和3年3月)	令和元年10月～令和2年9月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数) ※以降、毎月、直近1年間の平均利用者数を計算
前年度実績がある年度1年間 (令和3年4月～令和4年3月)	前年度(令和2年4月～令和3年3月)の平均利用者数 ※以降は、定員の増減がない限り同様に計算

③利用定員を減少する場合

定員減から前年度利用実績ができるまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数とします。(小数点第2位以下切り上げ)

期 間	平均利用者数の算定式
定員減から3ヶ月未満	前年度の平均利用者数をそのまま使用
定員減から3ヶ月以上 ※前年度(前年4/1～3/31)の実績がない間	減少後3ヶ月間における平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数)
前年4月1日から3月31日の実績がある場合	前年度の平均利用者数

(例) 平成29年6月1日指定の事業所(利用定員30人)が、令和元年11月1日に利用定員を10人減少した場合(平成30年度の平均利用者数を25.0人とした場合)

期 間	平均利用者数の算定式
定員減から3ヶ月未満 (令和元年11月～令和2年1月)	平均利用者数25.0人
定員減3ヶ月以上 (令和2年2月～令和3年3月の間)	令和元年11月～令和2年1月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数)
前年度実績がある年度1年間 (令和3年4月～令和4年3月)	前年度(令和2年4月～令和3年3月)の平均利用者数 ※以降は、定員の増減がない限り同様に計算

【参考】

・(平成18年12月6日障発第1206001号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 第二の2の(5)

・(平成18年10月31日障発第1031001号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 第二の1の(5)